

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本システムバンク株式会社		コード	5530
提出日	2026/9/10	異動（予定）日	2026/9/25	
独立役員届出書の提出理由	2026年9月25日開催の株主総会にて、社外取締役として鈴木敦氏を新たに選任する選任議案を付議するため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	田中 保	社外取締役	○												○		有	
2	八木 信二郎	社外取締役	○												○		有	
3	竹内 直人	社外監査役	○												○		有	
4	坂本 宗総	社外監査役	○												○		有	
5	鈴木 敦	社外取締役	○												○	新任	有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	田中 保氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・見識を当社の経営に反映していただくことが出来ると判断し、社外取締役として選任しております。取締役会においては、経営的見地から当社の経営につき有益な意見・提言を行うことで貢献しております。 また、名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	八木 信二郎氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・見識を当社の経営に反映していただくことが出来ると判断し、社外取締役として選任しております。取締役会においては、経営的見地から当社の経営につき有益な意見・提言を行うことで貢献しております。 また、名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
3	竹内 直人氏は京都橋大学の教授であり、同大学に対し、教育研究の援助を目的として、年間22万円の寄付を行っております。これは、当社の年間売上高や総資産と比べて軽微であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断いたします。	竹内 直人氏は、長年にわたり自治体での政策立案、大学での経営・組織に関する研究に携わっており、その経験・見識を当社の経営に反映していただくことが出来ると判断し、社外監査役として選任しております。取締役会においては、前述の経験等に基づき、当社の経営につき有益な意見を行うことで貢献しております。 また、名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません。	坂本 宗総氏は、長年にわたり税理士の職にあるとともに会社の経営に携わっており、その経験・見識を当社の経営に反映していただくことが出来ると判断し、社外監査役として選任しております。 また、名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
5	該当事項はありません。	鈴木 敦氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・見識を当社の経営に反映していただくことが出来ると判断し、社外取締役として選任しております。取締役会においては、経営的見地から当社の経営につき有益な意見・提言を行うことで貢献しております。 また、名古屋証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに名証の上場監理担当者までご連絡ください。